# ICT ビジネスを担う人材育成事業 実施要領

## (事業目的)

第1条 スマートフォン、センサー、ビッグデータ、IoT、AI などの ICT 関連技術(以下、単に「ICT」と呼称する)が急速に進歩する中、三重県の産業競争力をさらに強化するため、ICT を活用した新たな事業展開に自ら取り組む企業や、そのための課題解決を支援する企業において ICT ビジネスの推進を担う人材を育成するため、課題に対応した専門家を派遣することで、県内の中小企業等における ICT 活用を一層促進することを目的とする。

# (定義)

- 第2条 本要領における「中小企業等」とは、次の各号に掲げる者のうち、三重県内に主たる事務 所または事業所を有する者とする。
  - (1) 三重県中小企業・小規模企業振興条例(平成26年三重県条例第5号)第2条に規定する中小企業
  - (2) その他、三重県知事が適当と認める者

# (対象事業者)

- 第3条 本事業の対象となる事業者は、次の要件に該当する中小企業等とする。
  - (1) ICT を活用して、新たな事業展開に取り組もうとする中小企業等
  - (2) 他の中小企業等の ICT 活用を支援し、促進することを業務とする中小企業等

# (事業申請)

第4条 前条に規定する中小企業等のうち、本事業により専門家派遣を希望する者は、三重県知事に対して「ICT ビジネスを担う人材育成事業申請書」(様式1)を提出しなければならない。

# (提案採択)

- 第5条 三重県知事は、前条様式1に基づく申請書が提出された場合、外部有識者による有識者会議の意見を参考に、次の要件にしたがって、予算の範囲内で事業を採択する。また、採択に当たっては、必要に応じて追加調査を実施するものとする。
  - (1)申請者が第2条および第3条の規定を満たしている。
  - (2)対象企業における事業活動の革新や品質サービスの向上に繋がることが期待される。また 事業により、県内中小企業における ICT の活用促進が期待される。
  - (3)その他、三重県知事が必要と認める要件
- 2 三重県知事は、申請を採択する場合、申請者に対して「採択通知書」(様式2)により通知する ものとする。
- 3 三重県知事は、申請を不採択とする場合、申請者に対して「不採択通知書」(様式3)により通知するものとする。

# (専門家の派遣)

第6条 三重県知事は、派遣専門家を有識者会議の意見などを参考に選定し、「ICT ビジネスを担う 人材育成事業の委嘱について」(様式4)により依頼する。

# (派遣対象事業者、派遣専門家の責務)

- 第7条 派遣対象事業者は、あらかじめ派遣専門家と調整のうえ、必要な資料等を準備し、派遣専門家が効果的な支援を実施できるように、環境整備に努めなければならない。
- 2 派遣専門家は、派遣対象事業者の課題を的確に分析したうえで、効果的な支援を実施しなけれ ばならない。
- 3 派遣対象事業者および派遣専門家は、三重県から本事業に対する報告等の要求または指示があった場合、速やかに対応しなければならない。

# (決定事項の変更及び中止)

- 第8条 派遣対象事業者は、専門家派遣の決定を受けた内容に、変更または中止の必要が生じた場合は、直ちに三重県に対し、報告、相談しなければならない。
- 2 三重県は、前項の報告、相談を受けた場合、派遣対象事業者等に必要な指示を行い、適切に処理しなければならない。

# (派遣専門家の業務報告)

- 第9条 派遣専門家は、派遣対象事業者と支援計画の打合せを行ったのち、派遣対象事業者の承認 のうえで「ICT ビジネスを担う人材育成事業 支援計画書」(様式5)を提出するものとする。
- 2 派遣専門家は、必要な支援がすべて完了した後、速やかに「ICT ビジネスを担う人材育成事業 支援報告書」(様式6)を提出するものとする。

#### (守秘義務)

- 第 10 条 派遣対象事業者は、「機密事項の利用に関する同意書」(様式7)を三重県知事に提出し、本事業の実施に必要な個人情報を提供しなければならない。
- 2 派遣専門家は、「秘密保持に関する誓約書」(様式8)を三重県知事に提出し、本事業において 職務上知りえた個人情報を、派遣先の同意無く漏えい、二次利用してはならない。

## (派遣対象事業者の成果報告)

- 第 11 条 派遣対象事業者は、専門家派遣による支援がすべて終了した後、速やかに「ICT ビジネス を担う人材育成事業 成果報告書」(様式9)を提出しなければならない。
- 2 派遣対象事業者は、専門家の派遣支援が終了した後、成果の普及啓発に努めるものとする。

## (その他)

第 12 条 この要領に定めるものの他、本事業の実施に必要な事項については、三重県知事が別途定めるものとする。

# ICT ビジネスを担う人材育成事業 専門家派遣フロー

手続内容	県		専門家		申請者	必要書類
事業申請		<b>←</b>				樣式 1
審査						
申請採択				$\rightarrow$		樣式 2 , 3
専門家委嘱		$\rightarrow$				様式 4
個人情報同意書 個人情報誓約書		$\leftarrow$				様式 7 様式 8
専門家派遣 (1日目:打合せ)				$\rightarrow$		
計画書提出		$\leftarrow$				様式 5
専門家派遣 (2日目~5日目)			-	->		
支援報告書提出		$\leftarrow$				様式 6
成果報告書		<del>&lt; -</del>				様式 9